

熊本市新規就農者育成総合対策交付要綱

制定 令和4年 9月30日 市長決裁
改正 令和6年11月29日 農業支援課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、新規就農者育成総合対策のうち、経営開始資金（以下「経営開始資金」という。）の交付に関する事務の取扱いについて必要な事項を規定することによって、経営開始資金にかかる予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(経営開始資金の交付)

第2条 経営開始資金に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命。以下「実施要綱」という。）、「熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項の定めに従うものとし、その交付に関しては、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(青年等就農計画等の承認申請)

第3条 経営開始資金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」とする。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならないこととする。

(1) 青年等就農計画等承認申請書（様式第1号）

(2) 青年等就農計画等

(青年等就農計画等の承認)

第4条 市長は、前条の申請があった場合には、実施要綱により、内容を審査し、要件及び「交付対象者の考え方」を満たし、支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で青年等就農計画等を承認し、審査の結果を青年等就農計画等承認書（様式第2号）で申請者に通知する。

(青年等就農計画等の変更申請)

第5条 前条の承認を受けた者が、青年等就農計画等を変更する場合は、当該計画等の変更を青年等就農計画等変更承認申請書（様式第3号）にて申請するものとする。

(青年等就農計画等の変更の承認)

第6条 市長は、前条の申請があった場合、第4条の規定を準用して承認し、審査の結果を青年等就農計画等変更承認書（様式第4号）で申請者に通知する。

(交付の申請)

第7条 第4条又は前条の承認を受けた申請者は、市長が別に定める期日までに経営開始資金交付申請書（様式第5号）を提出しなければならないものとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じで行う現地調査等により、申請の内容が適当であると認めた場合は、経営開始資金の交付決定を行い、その決定内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を経営開始資金交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 前項に定める決定において定める経営開始資金の額は、交付期間1月につき1人当たり12万5千円（1年につき150万円）とする。また、交付期間は最長3年間（経営開始後3年度目分まで）とする。

3 前項の規定にかかわらず、夫婦で農業経営を開始し、かつ、実施要綱の要件を満たす場合の経営開始資金の額は、交付期間1月につき夫婦合わせて、前項の額に2分の3を乗じて得た額（1年につき22.5万円）とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(就農状況報告等)

第9条 経営開始資金交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(補助金等の交付)

第10条 経営開始資金は、第8条の交付決定により決定した額を、1か月分から1年分までの間で市が定める単位で交付することができるものとする。

(交付の中止)

第11条 経営開始資金の交付を受けた者が経営開始資金の受給を中止する場合は、市長に中止届（様式第8号）を提出するものとする。

2 市長は、前項の中止届の提出があった場合又は実施要綱の規定に該当する場合は、経営開始資金の交付を中止する。

(交付の休止)

第12条 経営開始資金の交付を受けた者が実施要綱の規定により経営開始資金の受給を休止する場合は、市長に休止届（様式第9号）を提出するものとする。

2 市長は、前項に定める休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、経営開始資金の交付を休止するものとし、やむを得ないと認められない場合は、経営開始資金の交付を中止するものとする。

3 休止届を提出した経営開始資金の交付対象者が就農を再開する場合は、経営再開届（様式第10号）を提出するものとする。

4 市長は、前項に定める経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、経営開始資金の交付を再開するものとする。

附則

この要綱は、令和4年9月30日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年12月29日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

様式第 1 号

年 月 日

熊本市長 宛

住 所

氏 名

青年等就農計画等承認申請書

青年等就農計画等の承認について、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月 2 9 日付け 3 経営第 3 1 4 2 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 第 6 の 2 の（1）及び熊本市新規就農者育成総合対策交付要綱第 3 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

様式第 2 号

発第 号
年 月 日

住 所
氏 名

熊本市長

青年等就農計画等承認書

年 月 日付けで承認申請のあった青年等就農計画等について、審査の結果適当と認められるので、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月 2 9 日付け 3 経営第 3 1 4 2 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 第 7 の 2 の（2）及び熊本市新規就農者育成総合対策交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり承認し通知します。

記

経営開始時期 年 月

交付期間 年 月 日 ～ 年 月 日

様式第3号

年 月 日

熊本市長 宛

住 所

氏 名

青年等就農計画等変更承認申請書

年 月 日付け 発第 号により承認通知のあった青年等就農計画等を下記のとおり変更したいので、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の2の（2）及び熊本市新規就農者育成総合対策交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更事業計画

様式第 4 号

発第 号
年 月 日

住 所
氏 名

熊本市長

青年等就農計画等変更承認書

年 月 日付けで変更承認申請のあった青年等就農計画等について、審査の結果適当と認められるので、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月 2 9 日付け 3 経営第 3 1 4 2 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 第 7 の 2 の（2）及び熊本市新規就農者育成総合対策交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり承認し通知します。

記

経営開始時期 年 月

交付期間 年 月 日 ～ 年 月 日

経営開始資金交付申請書

交付開始 年目(月 ～ 月分)

年 月 日

熊本市長 宛

住 所
氏 名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月 2 9 日付け 3 経営第 3 1 4 2 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 第 6 の 2 の（3）及び熊本市新規就農者育成総合対策交付要綱第 7 条の規定に基づき、経営開始資金の交付を申請します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の世帯所得 ^{※1} 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額(※2)を記載	(ア)		円
今年の交付金額 ^{※3} (150万円)	(イ)		円
今回の交付申請額			円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 （例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等） ・農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成		☐ 受けている又は受けたことがある ☐ 受けていない又は受けたことがない	

※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が 600 万円以下であること。
※2 地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。
※3 夫婦で受給している場合、この額の 1.5 倍を記載すること。

添付書類

- ・前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）。
- ・前年の世帯全体の所得が 600 万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付。

住 所
氏 名

熊本市長

経営開始資金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度新規就農者育成対策のうち経営開始資金に対する補助金については、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月 2 9 日付け 3 経営第 3 1 4 2 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 第 7 の 2 の（4）及び熊本市新規就農者育成総合対策交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助事業等の名称 新規就農者育成総合対策 経営開始資金
- 2 補助金額は、次のとおりとする。
交付決定額 円
- 3 今回決定する交付期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 補助金は、決定した金額を請求により交付する。
なお、請求の際には本書の写しを添付すること。
- 5 交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業等を中止又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- 6 補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が補助を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。
- 7 前項に規定する補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することがある。
- 8 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により監査をすることがある。
- 9 市長が必要と認めたときは、地方自治法第 2 2 1 条第 2 項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

就農状況報告(独立・自営就農)
経営開始 年目・交付開始 年目 (～ 月分)

年 月 日

熊本市長 宛

住 所
氏 名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の2の（6）及び熊本市新規就農者育成総合対策交付要綱第9条の規定に基づき、就農状況報告を提出します。

1. 独立・自営就農（予定）時期（どちらかにチェックする。（就農準備資金の交付を受けた者は必須。経営開始資金のみの交付対象者の場合は記載不要。））

	既に就農している	年 月 日就農
	まだ就農していない ※	年 月就農予定

※まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要（添付書類も不要）

2. 営農実績報告

作物・部門名		作付面積（a）・飼養頭数等			
合計					
農業経営の構成（交付対象者本人・家族労働力）	氏名	年齢	交付対象者・交付対象者との続柄 （法人経営にあたっては役職）	年間の農業従事日数※	担当業務
			本人		
雇用労働力		(人・日※)			

※ 1 日の農業従事時間を 8 時間で換算

3. 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地			
	内訳 (平成30年度以前 に承認を受けた交 付対象者のみ記 入)	親族から		
		第三者から		
特定作業受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業受託	作目	作業内容	実績 (作業受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

※ 「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物につ
いての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る
販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積等、生産量を記載
「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、記載。作目別、
基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算
した面積を記載する。

4. 前年の世帯全体の所得（資金含む） * 1

※経営開始資金の交付期間中の者のみ記入

万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由 (超える場合のみ記入)

	※本欄は交付主体の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（ ☐ 有 ☐ 無） 【所見】
--	--

5. 農業経営基盤強化準備金（※）（どちらかにチェックする。）

	積み立てている
	積み立てていない

※農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

6. 地域のサポート体制について

	専属担当者（経営・技術）	専属担当者（営農資金）	専属担当者（農地）
氏名又は 職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

--

7. 報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会（※）への参加について
（どちらかにチェックする。）

※第7の2の（12）に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会

	参加した
	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回	
交流会の内容 （対象者、実施内容など）		

8. 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について

(どちらかにチェックする。)

	加入している
	加入していない

(「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。)

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

9. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

(就農準備資金の交付対象者については別紙様式第1号の研修計画の「2 就農時に係る計画」、経営開始資金の交付対象者については青年等就農計画並びに別紙様式第2号の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。)

計画達成に向けた課題	改善策 (課題解決に向けた改善策を具体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況、結果及び課題の解決状況を具体的に記入)

添付書類

- 別添 1. 作業日誌の写し(夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況(作業日、作業内容、作業時間)が分かるよう作成すること)*2
2. 経営開始資金交付対象者は、決算書*3及び確定申告時の青色申告決算書(白色申告者は、収支内訳書)の写し(7月の報告の際のみ添付する)。
準備資金交付対象者は、確定申告時の青色申告決算書(白色申告者は、収支内訳書)の写し
3. 通帳及び帳簿の写し*4
4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類*4
5. 農業経営改善計画又は青年等就農計画認定書の写し*5
6. 前年の世帯全体の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付*3
7. 環境負荷低減のチェックシート(原則、1月の報告の際のみ添付する。)

*1 7月の報告の際のみ記入する。

*2 就農準備資金研修終了後については、就農後、交付期間の1.5倍(別記2第5の1の(2)なお書きにより海外研修を実施した場合は5年間)又は2年間のいずれか長い期間の報告の際に添付する。

*3 経営開始型の交付期間のみ添付する。

*4 親元就農した者が当該農業経営を継承する、当該農業経営を法人化して当該法人の経営者(親族との共同経営者になる場合を含む。)となる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始する場合の、1回目の報告の際のみ添付する(就農届(別紙様式第14号)で既に提出した書類等から変更がない場合、省略することができる。)

*5 就農準備資金の交付を受けた場合、認定後最初の報告のみ添付する。複数の新規就

農者で法人を立ち上げる場合又は既存の法人に役員として加わる場合は、法人の定款等の確認できる書類の写しを添付する。

別添 1

作業日誌

	作業内容	作業時間 (単位：時間)
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
合 計		

※上記内容が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。夫婦型や複数の新規就農者が新たに立ち上げた農業法人の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう、別々に作成すること。また、作業受託がある場合は、特定作業受託の作業か作業受託の作業か分かるように記載すること。

別添 2

決算書

(経営開始○年目 年 月～ 年 月)

			計画※ 経営開始○年目 a	実績 b	実績／計画 b / a
農業 収入	○○（作目）	経営規模			
		生産量			
		売上高 （円）			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 （円）			
	特定作業受託分	経営規模			
		生産量			
		売上高 （円）			
	その他（作業受託含む）				
経営開始資金（円）					
収入計（円） ①（資金を除く）					
収入計（円） ②（資金を含む）					

		計画※ 経営開始○年目 a	実績 b	実績／計画 b / a
農業 経営費 （円）	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支出計（円） ③				
【参考】設備投資（内容、金額）				
農業所得計（円） ④ = ①－③				
農外所得（円） ⑤		総所得（資金含む）（円） ②－③＋⑤		

※計画欄には、別紙様式第2号の別添1の収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）

	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	肥料の適正な保管	☐
②	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
③	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	☐
④	有機物の適正な施用による土づくりを検討	☐

	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
⑤	農薬の適正な使用・保管	☐
⑥	農薬の使用状況等の記録・保存	☐
⑦	病虫害・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	☐
⑧	病虫害・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
⑨	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	☐

	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑩	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑪	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐

	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑫	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑬	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐

	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑭	病虫害・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	☐
⑮	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	☐

	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑯	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑰	関係法令の遵守	☐
⑱	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑲	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。本事業においては、事業申請時には就農していない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時にみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（畜産経営体向け）

	（１）適正な施肥	報告時 (しました)
①	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 肥料の適正な保管	☐
②	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
	（２）適正な防除	報告時 (しました)
③	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 農薬の適正な使用・保管	☐
④	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 農薬の使用状況等の記録・保存	☐
⑤	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 病虫害・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
	（３）エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑥	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用 や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないように努める	☐
	（４）悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
⑧	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない □） 家畜排せつ物の管理基準の遵守	☐

	（５）廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑨	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
	（６）生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	※特定事業場である場合（該当しない □） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
	（７）環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	関係法令の遵守	☐
⑬	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	☐
⑭	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養 管理の考え方を認識している	☐
⑮	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	☐
⑯	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には（該当しない □）にチェックしてください。

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。本事業においては、事業申請時には就農していない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時にみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

様式第 8 号

中止届

年 月 日

熊本市長 宛

氏名

経営開始資金の受給を中止しますので、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月 2 9 日付け 3 経営第 3 1 4 2 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 第 6 の 2 の（4）及び熊本市新規就農者育成総合対策交付要綱第 1 1 条の規定に基づき、中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

様式第 9 号

休止届

年 月 日

熊本市長 宛

氏名

経営開始資金の受給を休止しますので、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月 2 9 日付け 3 経営第 3 1 4 2 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 第 6 の 2 の（5）及び熊本市新規就農者育成総合対策交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
休止理由	
再開に向けた スケジュール	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日

添付書類

- ・母子手帳の写し（妊娠・出産により休止する場合）
- ・被災証明等被災が確認できる書類（災害により休止する場合）

様式第 1 0 号

経営再開届

年 月 日

熊本市長 宛

住 所

氏 名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月 2 9 日付け 3 経営第 3 1 4 2 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 第 6 の 2 の（5）及び熊本市新規就農者育成総合対策交付要綱第 1 2 条の 3 の規定に基づき、経営再開届を提出します。

休止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
経営再開日	年 月 日
交付残期間	年 月 日 ～ 年 月 日